

議員提出議案第 11 号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 18 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	谷 田 順 子
賛成者	同	川 上 強 志
	同	前 田 智 章
	同	川 本 善 孝
	同	田 中 肇
	同	小 椋 憲 浩
	同	中 原 大 輔
	同	小 倉 典 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の新規採用など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月18日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣